

遠賀町農業委員会通信

第 15 号
令和 2 年 10 月 9 日発行
＜発行責任者＞
遠賀町農業委員会
会長 三原 高志

会長あいさつ

遠賀町農業委員会

会長 三原 高志



令和二年七月より農業委員8名、農地利用最適化推進委員7名が新たに選出されました。これから新しい委員一同で、農業の活性化、農地利用の最適化のために尽力して参る所存です。

さて、農業を取り巻く情勢は、近年の異常気象や後継者不足など、年々厳しさを増しております。改正された農業委員会法では中間管理事業を通じて農地の集積集約化、耕作放棄地の発生防止、また地域農業への新規参入の促進によって、農地利用の最適化を図ることが農業委員会の責務とされており、この責務を深く認識し、農業委員・農地利用最適化推進委員一丸となって、遠賀町の緑あふれる農地を守り、農地の有効利用につなげていくことをお誓いし、微力ではありますがこれから3年間よろしくお願いいたします。

新体制のご紹介

※敬称略。()内は担当地区



農業委員

〈前列〉右から

米田 かおる (中立)

白石 元弘 (上別府・虫生津)

松井 悟 (尾崎)

会長

三原 高志 (鬼津)

副会長

高崎 洋介 (浅木・老良)

石井 佐千生 (木守)

池田 光一 (島津・若松・旧停・広渡)

吉田 茂三 (別府・千代丸・今古賀)

農地利用最適化推進委員

〈後列〉右から

山中 英二 (別府・千代丸・今古賀)

安藤 敏生 (上別府・虫生津)

林 長輝 (尾崎)

秦 公美 (鬼津)

瓜生 稔 (浅木・老良)

白木 敏明 (木守)

原田 利春 (島津・若松・旧停・広渡)

遠賀町農業委員会

会長 三原 高志

副会長

高崎 洋介 (浅木・老良)

石井 佐千生 (木守)

池田 光一 (島津・若松・旧停・広渡)

吉田 茂三 (別府・千代丸・今古賀)

農地利用最適化推進委員

〈後列〉右から

山中 英二 (別府・千代丸・今古賀)

農業委員会の業務

Part 1

農地転用の可否の判断

農地法により、農地を農地以外のものにする(農地転用)は制限されています。やむを得ず転用をする場合は、農業委員会の審議を経て、県知事の許可を得る必要があります。遠賀町農業委員会では総会において、主に次の内容の審査を行います。書類審査だけでなく、現地での確認も行っています。

※主な審査内容

- ① 必要な農地転用か
- ② 申請目的・用途は適切か
- ③ 他の農地に影響はないか
- ④ 地域の農業に影響はないか
- ⑤ 実現可能な転用か

※許可を得ずに農地転用を行った場合は罰則もあります。

農地の権利移動の判断

農地法により、農地の権利移動は制限されており、権利を移動する場合は、農業委員会の許可を得る必要があります。

遠賀町農業委員会では、投資目的の移動を排除し、農地利用最適化につなげるか否かを総会にて審査を行います。この場合も書類審査だけではなく、現地確認を行っています。

農地パトロール

農業委員会で毎年8月から9月にかけて、町内全ての農地を対象として、農地法に基づく利用状況調査(農地パトロール)を、委員がそれぞれ各担当地区の調査を行っています。



この調査で委員が発見した荒廃農地(遊休農地)は、農業委員会総会において審議されます。この審議において農業委員会が「遊休農地」であると判断した農地については所有者等の関係者宛に、遊休農地の活用方法を確認する「利用意向調査」を行います。

その後、この利用意向調査において、農地中間管理機構への貸付けの意向を表明せず、自ら耕作を行わないなど、遊休農地を放置している場合には、農業委員会が農地の所有者等に対して農地中間管理機構と協議すべき事を勧告します。

勧告の対象となった遊休農地については、固定資産税の課税変更が行われることがあり、固定資産税が約1.8倍になるなど、農地の適切な利用が求められています。

遠賀町の水利を学ぶ

9月10日水利研修会を実施しました。この研修は、農業委員会の改選の際に必ず実施しているもので、遠賀町の水利や施設について学びます。水利は農業とは切っても切り離せないものですので、農業委員・推進委員にとっては欠かせない知識なので、役場で講義を聞き、その後は、実際に現地を確認し、その歴史や水利の基礎知識、施設等を学びました。今回は、その一部を皆さまにお伝えします。



熱心に聞き入る委員たち

遠賀町の水利は、大きく分けて遠賀川水系、犬鳴川水系、溜池水系の3つからなり、大小さまざまな水路を通じて、田んぼや畑に水を供給します。当然季節や天候次第で水量は変わるため、水路に設置している水

- ①遠賀川水系・・・中間市にある大隈堰から取水し、神田川を通して広渡や遠賀北部地区の用水を賄う
- ②犬鳴川（山田川）水系・・・犬鳴ダム・力丸ダムを水源とし、直方市・鞍手町を経由して浅木、木守、老良の用水を賄う
- ③溜池水系・・・大小17の溜池を水源とし、主に遠賀町の西側地区の用水を賄う

門を操作し、水の流れを調整しなければ、各農地に水が行き渡りません。

また、遠賀町は海に近いので、潮の干満の影響を受けます。そのため、潮が満ちてくるときは、水門を閉めて海水が入るのを防ぎ、潮が引くときは、水門を開けて水路に溜まった水を流します。こうした作業を日々行わなければなりません。ここ最近では異常気象による大雨が頻発しているため、この水門操作は農業だけでなく、日常生活にも



山田川の取水口の花の木堰（直方市）

大きな影響を与えます。そのため、水利は非常に重要なものなのです。また、川の水も無限にあるわけではありません。それぞれが許可を得て利用しています。その権利を水利権というのですが、遠賀町の水利権は先人たちが築いてきたものが現在まで引き継がれています。

この研修で水利の重要性を再確認するとともに、遠賀町農業委員会委員としての責任と役割を実感いたしました。



最後は犬鳴ダムにて記念撮影

相続登記の実施を

皆さんは、相続によって得た農地の登記上の名義変更、また、農業委員会への届出は実施していますか？

農林水産省が実施した調査では、全国の農地のうち約2割が相続時に登記上の名義人を変更せず、故人のままである可能性が高いと発表しました。福岡県においても、平成29年時点で相続未登記農地が約15%、相続未登記のおそれがある農地が約11%と発表されました。

一代前であれば、相続人もそれほど多くなく、手続きも容易にできるかと思えます。しかし、二代前、三代前となると、当初の相続人も亡くなってしまい、次の相続人へ権利が移り、関係者が増え、手続きが難しくなるおそれがあります。そうして年数が経過するにつれ、このような農地が「所有者不明地」となり、適切な管理依頼等を行う際にも所有者と連絡がつかず、適切な管理ができません。また、利用権を結ぶ場合や基盤整備事業などを行う際は、相続人の同意も得なければなりませんので、耕作を行う上で様々な不都合が懸念されます。

農地の相続登記が済んでない場合は、お早めに法務局にて手続きをお願いいたします。

農業者年金に加入しませんか？

引退後の安心した生活のために、農家みんなが助け合う農業者年金にあなたも加入しませんか？認定農業者の方は国庫補助もごさいます。詳しくは農業委員会事務局まで。

農業相談を毎月実施しています！

就農、離農、農地の貸し借りや農地転用の手続き、あっせんなど農業委員がご相談にお応えします。ご相談のある方は、農業委員会事務局までお気軽にご連絡ください。

《編集後記》

7月より委員として選出され、これから3年間頑張つて参ります。この農業委員会通信についても、皆さんにとって有意義な情報を発信していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

〈高崎洋介委員〉 〈米田かおる委員〉

Premium Pure Oil
遠賀町産
プレミアムオイル
遠賀町産菜種100%使用
一番搾り
ピュア菜種油



菜種油 270g
1本 1,000円（税込）

遠賀町で育った非遺伝子組換の菜種「ななしきぶ」を直火焙煎し、添加物や化学薬品等を使用していない圧搾一番搾りのピュア菜種油。他には無い菜種の風味を炒め物等でお楽しみください。

町HPで食進会のレシピ公開中